

豊橋市自然史博物館資料収集方針

豊橋市自然史博物館がこれまで収集してきたコレクションは、愛知県内はもとより、国内でも重要な自然史資料となっており、博物館活動だけでなく、生物多様性戦略などの環境行政や理科教育、環境教育などにも活用されている。博物館の役割の一つは、学術的資料を収集、継承し、資料に関する学術的価値を見出し、資料に関する情報を発信、展示し続けることである。一方で、博物館の資料収集活動は、博物館倫理を遵守し、長期的視野に立ち、有限な収蔵スペースの中で学術文化的蓄積をしていく必要がある。

豊橋市自然史博物館は、質の高い充実したコレクションを社会共有財産として構築し、これを適切に管理・保存するとともに、有効活用を図り、自然史研究の発展と科学教育の振興に資するため、以下のとおり資料収集方針を策定する。

1 基本方針

以下の項目に従い、計画的に資料を収集する。

(1) 豊橋市自然史博物館の設立目的である「『地球の歴史』・『生物の進化』・『郷土の自然』について学び、自然に親しみ、自然を大切にすることを養うこと」に資する資料を収集する。

(2) 豊橋市自然史博物館の活動の充実を図るため、以下の資料を収集する。

ア 学術的に重要な資料

研究成果の証拠：タイプ標本、論文等の証拠資料、分布・生態の記録資料など
希少性の高い資料：絶滅種、地域絶滅個体群、消滅産地の化石や岩石・鉱物、絶滅危惧種、地域の固有種、現在では入手が困難な資料など

イ 多様性と多様性網羅率を上げる資料

個体変異、分類群、系統進化などを網羅する資料

個体変異、分類群、系統進化などのそれぞれを代表する資料

ウ 話題性の高い資料

最大、最小、美麗、特殊な形態・生態など話題性の高い資料

(3) 以下に該当する場合は受入れない。

ア 国内法、国際条約等を遵守せずに入手された資料

イ 資料の適切な管理・保存・有効活用等が見込めない場合

ウ 著しく状態の悪い資料

2 収集対象

収集対象とする資料は、以下のとおりとする。

(1) 地球の歴史と生物の進化を示すために必要な世界各地の関連分野群の資料

(2) 郷土の自然に関する資料

(3) 郷土の自然の特徴を示すために必要な対比とする世界各地の関連の資料

3 資料の受入れ方法

- (1) 資料の受入れ方法は、採集、購入、寄贈によるものとし、寄託による受入れは、災害等に起因する資料の一時避難など特別な事情がある場合を除き行わない。
- (2) 評価額 1 件 100万円以上または重要な資料を受入れる場合は、事前に資料収集委員会を開催し、資料の学術的価値や評価額の妥当性について審査を受けなければならない。
- (3) 資料収集委員会の審査対象外の資料については、「資料受入表」により受入れる。

4 資料の廃棄等

- (1) 受入れた資料の中で甚だしい損傷を受けたものや採集情報等の付与が困難なもの等で、資料的な価値が失われていると判断された資料は廃棄することができる。

附則（令和2年3月30日決裁）

この方針は令和2年4月1日から施行する。